

小樽市職員措置請求書

小樽市長(職員)に関する措置請求の趣旨

1. 請求の要旨

小樽市の山田勝麿市長は、新病院建設計画を進めていますが、平成21年1月に策定された市立病院改革プランの遂行状況は、甚だしく計画と乖離し、平成22年度には一般会計から、既に24億円の繰出が行われております。山田勝麿市長は、病院医業収益の悪化から、今回さらに3億円の追加繰出を図りました。医療収益が80億円に届かない病院会計に、合計27億円もの繰出を行おうとしております。資金不足比率20.6%が予測され、地方債の許可される同意基準に程遠い病院会計であります。また、公立病院改革ガイドラインにある再編・ネットワーク化の問題に対し、公的病院や他の医療機関との調整も整っていません。医療職給与制度の導入も出来ておりません。夜間救急体制も大きな問題を抱えたままの状態です。このような状況のもとで実施設計予算を計上し、無理やり計画を進めようとする行動は、地方財政法4条「地方公共団体の経費は、その目的を達成する為必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」と規定している義務違反です。不要不急の財務会計上の行為を行い、無駄に予算を消費することは違法なことであります。

そこで、小樽市新病院建設に係る実施設計は、差止をおこなって頂きたい、ここに監査請求を致します。

請求者

住所 小樽市稲穂3丁目22-6
職業 ファイナンシャルプランナー
氏名 小樽市民行政ウオッチの会
代表 松浦 光紀

上記地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

平成23年 3月 23日

小樽市監査委員

木野下 智哉様
前 田 清貴様